旅行業務取扱料金表（国内旅行）

（旅行業法 第 12 条の 4 による取引条件説明書面）

この度は、当社をご利用いただき誠にありがとうございます。
当社ではお客様の旅行取扱に際し、次の旅行業務取扱い料金を申し受けます。

1. お申込金

ご旅行のお申込金として旅行代金の 30%相当額以上をお預かりいたします。

なお、お申込金は旅行代金の一部として繰り入れます。

2. 旅行取扱料金(手配旅行契約)

（1） 取扱料金

ご旅行の予約手配ては、次の金額を申し受けます。

個人・グループの手配旅行に係る取扱料金	運送・宿泊等の複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の 4%(但し、上限 10,800 円)
	宿泊手配のみの場合	宿泊券 1 枚につき 540 円(但し同一施設に連泊の場合は 1 件とします)
	提携クレジットカードによるノークーポン宿泊手配	1 宿泊機関につき 540 円
	JR・航空以外の運輸機関(私鉄・バス・フェリー等)を単独で手配する場合	1 運輸機関につき 540 円
	航空券を単独で手配する場合	1 人 1 区間につき 540 円
8名以上の団体手配旅行に係る取扱料金		旅行費用合計額の 20%以内

(2)取消・変更に係る取扱料金

お客様のご都合により変更または取消しのお申出があったときは、前項(1)及び次の金額を申し受けます。

変更手続料金	JR・航空以外の運送、宿泊機関の予約変更	1 件につき 540 円
	航空の予約変更	1 人 1 区間につき 540 円
取消手続料金	JR・航空以外の運送、宿泊機関の予約取消	1 件につき 540 円
	航空の予約取消	1 人 1 区間につき 540 円

(注)運送・宿泊機関等の定める取消料、違約料、その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払う費用は、別途申し受けます。

(注)〇全ての旅行手配完了の後、お客様のお申出により、旅行を取消される場合にも旅行取扱料金を申し受けます。

また、手配の一部が終了している場合は、その割合に応じ取扱料金を申し受けます。

〇通信連絡に関する実費(郵便・電話料金等)は別途申し受けます。

3. 旅行相談料金(旅行相談契約)

相談料金	(1)旅行計画作成のための相談	基本料金(30 分まで 2,160 円)と以降 30 分ごとに 2,160 円
	(2)旅行計画の作成	1 件につき 3,240 円
	(3)旅行に必要な費用の見積	1 件につき 3,240 円
	(4)旅行地及び運送・宿泊機関、その他旅行に関する情報提供	1 件につき 2,160 円

4. 添乗サービス料金

お客様からのご依頼で添乗員を同行させるときは、次の金額を申し受けます。

添乗サービス料金	添乗員 1 名 1 日につき 10,800 円

(注)添乗員の交通費等、必要経費は実費を申し受けます。

5. 通信連絡料金

通信連絡料金	お客様の依頼により、特別又は緊急に手配・変更・取消のため連絡した場合	1 件につき 540 円

(注)通信実費は別途申し受けます

上記 2. 旅行業務取扱料金 3.旅行相談料金 4. 添乗サービス料金 5. 通信連絡料金には消費税が含まれております。

(平成 26 年 4 月 1 日改正)